

議案第四十三号

杉並区職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十八年六月十九日

提出者 杉並区長 山 田 宏

第一条 杉並区職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
（昭和五十年杉並区条例第十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「、支度料」を削り、同条第十二項を削り、同条第十三項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とする。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

第三十六条の二第一項第二号口中「（支度料を除く。）」を削る。
別表第三中「、第三十三条」及び

「
(二) 支度料

区分	旅行期間一月未満	旅行期間一月以上 三月未満	旅行期間三月以上
----	----------	------------------	----------

八級以上の職務にある者	八六、二四〇円	一〇四、七二〇円	一二三、二〇〇円
七級及び六級の職務にある者	七〇、〇七〇円	八五、〇九〇円	一〇〇、一〇〇円
五級以下の職務にある者	六一、九九〇円	七五、二七〇円	八八、五五〇円

を

削り、
 (三) 死亡手当を
 (二) 死亡手当に改める。

第二条 杉並区長等の給与等に関する条例（昭和三十二年杉並区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二区長の項中「と、八六、二四〇円」とあるのは「一〇七、八〇〇円」と、「一〇四、七二〇円」とあるのは「一三〇、九〇〇円」と、「一二三、二〇〇円」とあるのは「一五四、〇〇〇円」を削る。

第三条 杉並区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年杉並区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「支度料」を削り、「九種」を「八種」に改める。

第四条 杉並区監査委員の給与等に関する条例（平成三年杉並区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「支度料」を削り、「九種」を「八種」に改める。

第五条 杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年杉並区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「支度料」を削り、「九種」を「八種」に改める。

附 則

1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区職員の旅費に関する条例の規定、杉並区長等の給与等に関する条例の規定、杉並区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定、杉並区監査委員の給与等に関する条例の規定及び杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

支度料を廃止する必要がある。

杉並区職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第一条による改正（杉並区職員の旅費に関する条例の一部改正）

新 条 例
旧 条 例

（旅費の種類）

第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、渡航手数料及び死亡手当とする。

（旅費の種類）

第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、渡航手数料及び死亡手当とする。

12| 略
13| 略
第三十三条 削除

12| 支度料は、外国への出張について、定額により支給する。
13| 略
14| 略
（支度料）
第三十三条 支度料の額は、旅行期間に応じた別表第三の定額による。

2| 外国に出張を命ぜられた者が、過去にお

(退職者等の旅費)

第三十六条の二 第三条第二項第四号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

一 略

二 退職等を知つた日の翌日から三月以内に出発して本邦に帰住した場合に限り、次に規定する旅費

イ 略

ロ 出張の例に準じて計算した退職等を知つた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

いて支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その出張を命ぜられた日から起算して、過去一年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

(退職者等の旅費)

第三十六条の二 第三条第二項第四号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

一 略

二 退職等を知つた日の翌日から三月以内に出発して本邦に帰住した場合に限り、次に規定する旅費

イ 略

ロ 出張の例に準じて計算した退職等を知つた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費(支度料を除く。)

2 及び 3 略	第三条による改正（杉並区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）	新 条 例	<p>（費用弁償）</p> <p>第七条 略</p> <p>2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料の八種とし、その額は、杉並区長等の給与等に関する条例（昭和三十二年杉並区条例第十五号）の規定により助役が受けるべき額に相当する額とする。ただし、議長又は副議長が区議会を代表する場合は、杉並区長等の給与等に関する条例の規定により区長が受けるべき額に相当する額とする。</p> <p>3 略</p>
2 及び 3 略		旧 条 例	<p>（費用弁償）</p> <p>第七条 略</p> <p>2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、支度料及び渡航手数料の九種とし、その額は、杉並区長等の給与等に関する条例（昭和三十二年杉並区条例第十五号）の規定により助役が受けるべき額に相当する額とする。ただし、議長又は副議長が区議会を代表する場合は、杉並区長等の給与等に関する条例の規定により区長が受けるべき額に相当する額とする。</p> <p>3 略</p>

第四条による改正（杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例

旧 条 例

（旅費及び費用弁償）

第三条 略

2 旅費又は費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、

及び渡航手数料の八種とし、その額

は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和五十年杉並区条例第十号。以下「旅費条例」という。）中九級の職務にある者の旅費相当額とする。ただし、内国旅行に係る旅費の額については、旅費条例第十七条第一項第四号中「公務上の必要により特別車両料金を徴する客車を利用する場合」とあるのは「特別車両料金を徴する客車を運行する路線による旅行をする場合」と、第十八条第一項第五号中「公務上の必要により第三号に規定する船舶で特別船室を利用す

（旅費及び費用弁償）

第三条 略

2 旅費又は費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、支度料及び渡航手数料の九種とし、その額

は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和五十年杉並区条例第十号。以下「旅費条例」という。）中九級の職務にある者の旅費相当額とする。ただし、内国旅行に係る旅費の額については、旅費条例第十七条第一項第四号中「公務上の必要により特別車両料金を徴する客車を利用する場合」とあるのは「特別車両料金を徴する客車を運行する路線による旅行をする場合」と、第十八条第一項第五号中「公務上の必要により第三号に規定する船舶で特別船室を利用す

<p>(費用弁償) 第五条 略</p> <p>2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料</p>	<p>新 条 例</p> <p>第五条による改正(杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)</p>	<p>3 略</p> <p>る場合」とあるのは「第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運</p> <p>行する航路による旅行をする場合」と、第二十一条第一項中「二千二百円」とあるのは「三千円」と、第二十三条第一項中「二千四百円」とあるのは「三千円」と、別表第二中「一三、一〇〇円」とあるのは「一四、八〇〇円」と、「一一、八〇〇円」とあるのは「一三、三〇〇円」として、これらの規定を適用する。</p>
<p>(費用弁償) 第五条 略</p> <p>2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、支度料</p>	<p>旧 条 例</p> <p>第五条による改正(杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)</p>	<p>3 略</p> <p>る場合」とあるのは「第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運</p> <p>行する航路による旅行をする場合」と、第二十一条第一項中「二千二百円」とあるのは「三千円」と、第二十三条第一項中「二千四百円」とあるのは「三千円」と、別表第二中「一三、一〇〇円」とあるのは「一四、八〇〇円」と、「一一、八〇〇円」とあるのは「一三、三〇〇円」として、これらの規定を適用する。</p>

び渡航手数料の八種とし、その額は、杉並
区長等の給与等に関する条例（昭和三十
二年杉並区条例第十五号）の規定により助
役が受けるべき額に相当する額とする。

3
及び4
略

び渡航手数料の九種とし、その額は、杉並
区長等の給与等に関する条例（昭和三十
二年杉並区条例第十五号）の規定により助
役が受けるべき額に相当する額とする。

3
及び4
略